

申請者 周鑫
論文題目 中国独占禁止法における企業結合規制の研究
審査員 山部俊文 仮屋広郷 但見亮

中国の独占禁止法（「反壟断法」）が 2008 年 8 月に施行されて以来、8 年が経過したが、中国の国民経済の規模拡大に伴い、中国独占禁止法の解釈・運用は、中国内外の注目を集めている。とりわけ、企業結合（「経営者集中」）の規制は、中国外の企業同士の企業結合に対しても適用される場合があり、日本を含む各国の学界及び実業界の関心は高い。そのような中で、本論文は、中国独占禁止法の企業結合規制について包括的な検討を加えたものであり、まさに時宜にかなった研究であると言い得る。本論文は、第 1 編「中国の独占禁止法における企業結合規制の全体像」、第 2 編「中国の企業結合規制—実体法」、第 3 編「中国の独占禁止法—手続法」、第 4 編「事例研究」、第 5 編「商務部の分析手法及び法執行の特徴」、第 6 編「中国の独占禁止法における企業結合規制のあり方」から構成され、全体の分量において約 35 万字に達する労作である。

本論文の意義及び特長として、次の事項を挙げることができる。

第一に、本論文が、中国独占禁止法における企業結合規制について、実体規定及び手続規定（法運用機関に関する規定を含む）の両者にわたってその全体像を詳細に示していることである。中国独占禁止法の企業結合規制は、独占禁止法の規定の他に、国务院の行政規則、商務部等の部門規則等があり、さらにガイドライン（「指導意見」）も策定され、複雑な様相を呈している。本論文は、それらを全て提示し、さらに解説を施すことにより、規制の全容を明らかにしている。第二に、中国独占禁止法の企業結合規制においてこれまでに禁止の措置を受けた事件、及び、問題解消措置（「制限的条件」）を受けた事件について、その全て（28 件）を詳細に紹介して検討を行っていることである。その中には、わが国ではほとんど紹介されていない事件（世界的な事業規模を有する海運企業である Møller-Mærsk 社（デンマーク）、CMA CGM 社（フランス）、MSC 社（スイス）が英国において有限責任事業組合を設立してコンテナ定期船の共同運行を計画した事件等）が含まれている。第三に、本論文が、中国商務部のこれまでの企業結合規制の解釈・運用について評価を加えるとともに、その問題点・課題を明らかにしていることである。企業結合規制を含む中国の独占禁止法の運用については、わが国では、ややもすれば、その政治性が強調され、自国（中国）企業の保護政策あるいは産業政策に沿った運用が指摘されることがある。本論文は、そのような傾向があるのは否定できないものの、中国独占禁止法の企業結合規制が、米国、EU 及び日本と同じく、基本的に、競争政策・独占禁止法の枠組み（競争制限的な企業結合を阻止・是正すること）に基づくものであることを明らかにしている。他方で、中国独占禁止法の企業結合規制の問題点として、審査期間が不明確で長期にわたること、問題解消措置において、結合当事企業が結合後も独立して事業活動を行うとする独立性維持の措置が多用されること等を指摘し、審査期間の明確化と短縮のための具体的な方策や問題解消措置における事後検証制度の導入等の提言を行う。

本論文には課題もある。まず、本論文が、中国独占禁止法の企業結合規制の現状の解明に力点を置いていることから、企業結合規制の理論的部分が必ずしも十分なものとなっていないことである。もっとも、これは今後の研究の深化により十分に克服が可能である。また、申請者が日本語を母語としないことから、本論文においては、不自然・不適當な日本語表記等が見受けられるが、それは容易に補正が可能なものである。これらの難点は、申請者の優れた能力を疑わせるものではなく、本論文は、申請者が研究者として十分な能力を有することを示すものと評価することができる。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者・周鑫氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。